年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 20 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 13件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 32 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 24 件

埼玉国民年金 事案 4492

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年1月から同年3月までの期間の 国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納 付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から40年3月まで

② 昭和52年1月から同年3月まで

私は昭和 37 年当時、役場の委託を受けて集金に来ていたAさんに国 民年金保険料を納付した。その後も夫が納付していたはずである。領 収書等は探したが見付からなかった。申立期間の保険料が未納となっ ていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は、その夫が申立人の国民年金保険料を 納付していたとしているところ、申立期間前後の保険料は納付されてお り、60 歳になるまで未納が無いことから、その夫は納付意識が高かっ たと考えられ、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなか ったとする特段の事情は見当たらない。
- 2 申立期間①について、申立人には*及び*の二つの国民年金手帳記号番号が払い出されており、前者の記号番号についてB市国民年金被保険者名簿では、昭和36年4月から同年12月分までが納付済みとなっており、その夫が共済組合に加入した38年9月10日に資格喪失をしている。また、後者の記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和41年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立人の被保険者資格は強制被保険者とされていることから、遡って納付することが可能であったが、37年1月から39年3月までは、時効により保険料を納付できない期間であり、同年4月から40年3月までは、

納付することができる期間となるが、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、既に他界しており、申立人自身は申立期間の国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4494

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は昭和42年11月に結婚して夫婦で国民年金に加入した。国民年金保険料の支払は妻に任せていたが、60歳まで未納期間は無く納付したはずである。申立期間の保険料について、妻は納付済となっているのに私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で国民年金に加入し、60 歳まで保険料を滞ることなく納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年11月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が、3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4496

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間 及び同年 5 月から平成 2 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から61年3月まで

② 昭和62年10月から63年3月まで

③ 昭和63年5月から平成2年2月まで

私は昭和 44 年 12 月に結婚し、次女を生んだ後の 48 年 7 月から国民年金に任意加入して保険料を納め始めた。昭和 50 年頃に自分でA商品販売の仕事を始めてからは、毎年の確定申告を税理士に依頼しており、保険料はずっと納付していた。平成 20 年 11 月に国民年金の任意加入をした時に私の納付記録を確認してもらったところ、未納期間があると回答されたが、私は保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②及び③について、申立人から提出された申立期間②及び③ を含む昭和 62 年分から平成2年分までの確定申告書の控えには、社会保険料控除として各々の年に納付された国民年金保険料額が計上されていることが確認でき、記載されている金額は各年の保険料額とほぼ一致している。
- 2 申立期間①について、申立人のB市(現在は、C市)被保険者名簿では昭和54年10月20日にD市(現在は、C市)に転出していることになっているが、申立人の所持する年金手帳には住所変更の事務処理が行われた年月日を表すと考えられる「61.2.19」の印字があることから、

申立人はA市を転出後、61年2月19日までは住所変更を行っておらず、 未加入期間であったと推認される。

また、申立期間①は 72 か月間と長期間である上、申立人が申立期間 ①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告 書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事 情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち 昭和62年10月から63年3月までの期間及び同年5月から平成2年2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年1月から同年3月までの期間及び 54 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から47年3月まで

② 昭和48年1月から同年3月まで

③ 昭和54年10月から同年12月まで

申立期間①及び②については、A市で大家に国民年金保険料を納めて、 その保険料を町内会の役員が集金に来ていたと思う。

申立期間③については、未納が無いように納付したと思う。

申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人はA市で大家に国民年金保険料を納めた としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前 後の被保険者の資格取得時期から、昭和 47 年8月頃に払い出されたと 推認され、このことからすると申立期間②の保険料を納付することが可 能である。

また、申立期間②前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情 も見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は未納が無いように納付したはずである としているところ、オンライン記録によると、申立人は昭和 48 年 4 月 から申立期間③直前の 54 年 9 月までの保険料を継続して納付しており、 55 年1月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの3か月と短期間である申立期間③の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

3 申立期間①について、申立人は申立期間②と同様にA市において大家 に国民年金保険料を納めたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番 号が払い出されたと推認される昭和 47 年8月頃の時点では、申立期間 ①のうち、39 年9月から 45 年6月までは時効により保険料を納付でき ない期間であり、45 年7月から 47 年3月までは遡って納付できる期間 であるが、申立人の保険料の納付に関する記憶が明確ではない上、申立 人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①は 91 か月と長期間である上、申立人が申立期間① の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和48年1月から同年3月までの期間及び54年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4499

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月及び 45 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月

② 昭和 45 年 7 月

私は、昭和37年12月頃、母に勧められて国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料は私又は母のどちらかが納付し、申立期間②の保険料は私がA区で納付していた。申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年12月頃、その母に勧められて国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料は申立人又はその母のどちらかが納付し、申立期間②の保険料は申立人が納付していたとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から37年12月頃から38年1月頃にかけて払い出されたと推認されることから、申立期間①及び②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和 37 年 12 月から 60 歳に達する日の直前の数か月前まで、申立期間の前後を含め、申立期間以外の期間に未納期間が無いことから、納付意識は高かったものと考えられ、合計で 2 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4501

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 46 年 6 月までの期間及び 47 年 1 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から46年6月まで

② 昭和47年1月から50年9月まで

私は、ねんきん特別便で国民年金保険料の未納期間があることを知った。私の母から国民年金の加入を勧められ、母が加入手続を行ってくれた。保険料は、申立期間①は母が納付してくれたが、申立期間②は私が夫の保険料と一緒に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 46 年4月から同年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は現年度納付及び過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとするその母の保険料は納付済みであり、その母が 13 か月と比較的短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、家計の切り盛りをしていたので、昭和 47 年1月に結婚したその夫の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和 46 年4月から同年6月頃に払い出されたと推認され、このことから、

申立期間②は国民年金保険料を納付することができる期間である上、一緒に納付したとするその夫の保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、A区役所から送達された納付書により3か月ごとに同区役所B出張所で納付したと主張しているところ、A区では、3か月ごとに納付できる納付書を送付し、出張所でも保険料を収納していたとしているなど、申立人の主張に信憑性が認められる上、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、3か月ごとに昭和47年は1,650円、49年は2,700円、50年は3,300円を納付したと主張しているところ、その額は当時の保険料額と一致する。

さらに、申立人は、申立期間①及び②以外に国民年金保険料の未納は無く、その夫も、国民年金の加入期間 40 年間に保険料の未納は無いなど、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

- 3 申立人については、申立期間①及び②当時は同一年度内に保険料の一部未納期間がある場合には特殊台帳を作成することとされていたが、同台帳は存在せず、行政機関側の記録管理に不備が見られ、また、申立人の昭和46年度の納付記録について、A区の年度別納付状況リスト及びオンライン記録では同年7月から同年12月までが納付済みとなっているが、C町(現在は、D市)の国民年金被保険者名簿では同年4月から同年9月までの期間が納付済みとなっているなど、行政機関側の記録に齟齬が見られる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及 び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4502

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 47 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 47 年 1 月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料の未納の通知がA市役所から届いたため、昭和 50 年に満期が来る家財にかけていた火災保険の満期金で妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について昭和 50 年に満期が来る家財にかけていた 火災保険の満期金でその妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとし ている。これについて申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後 の被保険者の資格取得時期から、46 年 6 月頃に夫婦連番で払い出された と推認され、当該期間中は夫婦共に強制加入期間であること、申立人が納 付したと主張する 50 年頃には、第 2 回特例納付(49 年 1 月から 50 年 12 月まで)が実施されていたこと、特例納付した金額は火災保険の満期金の 範囲内であることから、特例納付が可能であり、その主張に不自然さはみ られない。

また、一緒に保険料を納付していたとするその妻は申立期間が未納とされていたが、当委員会への申立てにより国民年金保険料収納記録が平成20年8月に訂正され納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年9月1日から8年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を、6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から8年9月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から同年12月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から8年12月16日まで A株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年9月1日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録において、A株式会社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年12月までの期間は59万円と記録されていたところ、8年1月31日付けで、申立人を含む複数の元社員について、一度記録された7年10月の定時決定が取り消された上で、6年9月1日に遡って標準報酬月額の記録が、同年9月から7年12月までの期間について

訂正されており、申立人の場合 9 万 2,000 円へと減額訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社に係る商業登記簿謄本等により、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正が行われた当時、取締役であったことが確認できるが、申立人の同僚及び元事業主は、いずれも、申立人は営業を担当しており、社会保険業務に関与していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

さらに、A株式会社の元事業主は、平成8年1月頃の会社の経営状況 は良くなく、社会保険料の一部滞納があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成8年1月31日に行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について6年9月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年9月から8年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から8年9月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち平成8年10月1日から同年12月16日までの期間については、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(同年10月)で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人から提出されたA株式会社発行の平成8年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、遡及訂正前の標準報酬月額の12か月分の厚生年金保険料及び健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成8年10月1日から同年12月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成8年9月の訂正前のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義 務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不 明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対 し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 6303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を昭和34年1月1日に訂正し、当該期間における標準報酬月額の記録を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月1日から同年6月1日まで 昭和32年4月にA株式会社に入社し、39年2月に同社を退職するま で継続して勤務をしたが、申立期間の被保険者記録が欠落しているので、 申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の申立人に係る社内経歴の記録、同僚の供述により、申立人が同社C支店及び同社B所に継続して勤務し(昭和 34 年1月1日にA株式会社C支店から同社B所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年6月の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得 ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 6306 (事案 5590 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間の うち、平成7年2月から同年9月まで及び同年 11 月から8年2月までを 50 万円に、同年3月から同年9月までを53 万円に、同年10 月及び同年 11 月を50 万円に、同年12 月から9年8月までを53 万円に訂正すること が必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から9年9月11日まで

当初の判断後、申立期間の一部の給与明細書が見つかったところ、給与明細書における保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が相違しているので、実際の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Aに係る申立てについては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録において、同社が適用事業所ではなくなった日(平成9年9月11日)の後の同年9月24日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく23年5月24日付け年金記録を遡及訂正前の記録に訂正をする旨のあっせん通知が行われている。

今回、申立人は申立期間の一部について、新たに給与明細書を提出し、 オンライン記録の標準報酬月額との記録の相違について申し立てている ところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法 律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、 これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控 除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人が今回提出した給与明細書(平成7年4月から8年1月まで、同年3月、同年4月、同年6月、9年4月、同年6月、同年7月、同年9月)のほか、7年分、8年分の源泉徴収票、10年度市民税・県民税の特別徴収税額の変更通知書における社会保険料額から確認及び推認した厚生年金保険料控除額により、申立人の標準報酬月額の記録を7年2月から同年9月まで及び同年11月から8年2月までを50万円に、同年3月から同年9月までを53万円に、同年10月及び同年11月を50万円に、同年12月から9年8月までを53万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 給与明細書及び源泉徴収票並びに市民税・県民税の特別徴収税額の変更 通知書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準 報酬月額と社会保険事務所(当時)において記録されている標準報酬月 額が申立期間において、長期間にわたり一致していないことから、事業 主は、給与明細書及び源泉徴収票並びに市民税・県民税の特別徴収税額 の変更通知書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月 額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、 当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業 主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年 10 月に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成9年7月から12年3月までの期間を34万円、同年4月から13年12月までの期間を36万円、14年1月から17年11月までの期間を34万円、同年12月を36万円、18年1月から19年2月までの期間を34万円、同年3月から20年8月までの期間を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日を1万円、同年12月26日を16万円、16年7月30日及び同年12月28日を8万円、17年7月29日を7万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月20日から20年9月1日まで

② 平成 15 年 7 月 31 日

③ 平成 15 年 12 月 26 日

④ 平成 16 年 7 月 30 日

⑤ 平成16年12月28日

⑥ 平成17年7月29日

A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間①において、給与明細の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、また、申立期間②から⑥までにおいて、一時

金(賞与)を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支払額から、平成9年7月から12年3月までは34万円、同年4月から13年12月までは36万円、14年1月から17年11月までは34万円、同年12月は36万円、18年1月から19年2月までは34万円、同年3月から20年8月までは36万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A株式会社が加入している厚生年金基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書及び源泉徴収票において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料及び賞与額から、平成15年7月31日は1万円、同年12月26日は16万円、16年7月30日及び同年12月28日は8万円、17年7月29日は7万円に訂正することが妥当である。

なお、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行に

ついては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が、賞与明細書及び源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除 額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについ てはこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、 行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 6313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和 42 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を 3 万 3,000 円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

A株式会社には昭和32年4月1日から42年5月31日まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日は同年5月31日となっている。同年5月31日まで勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間に おいてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、昭和42年1月から同年12月までの被保険者資格喪失者12人の雇用保険の記録によれば、離職日が判明した3人の離職日はいずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日(以下「資格喪失日」という。)の前日である上、判明しなかった9人のうち2人は、自身の資格喪失日は退職日の翌日であると供述している。

さらに、当該事業所において、昭和42年1月から同年12月までの1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した15人の雇用保険の記録によれば、離職日が判明した9人のうち7人の離職日は資格喪失日の前日であり、残る2人の離職日は前々日(5月1日資格喪失に対して4月29日離

職)及び資格喪失日の3日後(5月1日資格喪失に対して5月4日離職) となっており、雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 同じ者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る 昭和 42 年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から3万 3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失 日を昭和 42 年6月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所 (当時)がこれを同年5月 31 日と誤って記録することは考え難いことか ら、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、 申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社 会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険 料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立 期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 6314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける平成16年6月30日の標準賞与額の記録を70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

有限会社Aから支給された申立期間の賞与の記録が無いが、賞与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された有限会社Aに係る平成 16 年 6 月支給の賞与明細書及び有限会社Aから提出された平成 16 年賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳で確認 できる保険料控除額から70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったか、保険料を納付したか不明と回答しているが、事業主から提出された平成 16年1回分賞与一覧表から、申立期間に賞与が支給され、かつ、厚生年金保険料が控除された被保険者が申立人以外にも複数確認できるところ、これら全ての者について、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間

の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主 は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認め られる。

埼玉厚生年金 事案 6315

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成11年10月から12年7月までを18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月16日から12年8月1日まで 平成11年9月16日から株式会社A(現在は、株式会社B)に勤務していたが、同年9月から12年7月までの標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額に比べて、国の記録による標準報酬月額が低いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成 11 年 10 月から同年 12 月まで及び 12 年 2 月から同年 7 月までの期間については、申立人が保管する株式会社A及び株式会社Bの給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(11 万円)を超える報酬月額(平成 11 年 10 月は 25 万 8,763 円、同年 11 月は 25 万 2,493 円、同年 12 月は 24 万 5,534 円、12 年 2 月は 26 万 3,804 円、同年 3 月は 27 万 4,686 円、同年 4 月は 26 万 5,125 円、同年 5 月は 30 万 8,717 円、同年 6 月は 29 万 6,754 円、同年 7 月は 35 万 7,738 円)の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額(18 万円)に見合う厚生年金保険料(1 万 5,615 円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 12 年1月は、厚生年金保険料が事業主により控除されていたかについては、これを確認できる給与明細書等の書類は無いものの、前後の給与明細書から、前後の月と同程度の報酬月額の支給を受け、報酬月

額より低い標準報酬月額(18万円)に見合う厚生年金保険料(1万5,615円)を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

さらに、申立期間のうち平成 11 年 10 月から 12 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額から、18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成 11 年9月については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(1万 5,615円)に見合う標準報酬月額(18 万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(11 万円)よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額(11 万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(11 万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(11 万円)と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち平成 11 年 10 月から 12 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、当時の資料等も無く回答できないとのことであり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 6324

第1 委員会の結論

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、標準報酬月額の記録について、昭和46年12月から47年10月までを6万8,000円、同年11月から48年1月までの期間は6万4,000円、同年2月から同年8月までの期間は6万8,000円、同年9月は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月21日から51年3月20日まで A株式会社に勤務していた頃の標準報酬月額が、実際の給与に比べて 著しく低い。昭和45年4月に入社した頃の給与は4万5,000円程度で、 退職時の昭和51年2月の給与は12万円であり、その間、毎年1万円程 度昇給していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づ き標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給 付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及 び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ とから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと なる。

一方、申立人が所持する昭和 47 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額により、申立期間のうち、昭和 46 年 12 月か

ら 47 年 10 月までの期間は 6 万 8,000 円の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

また、申立人が所持する給与明細書(昭和 47 年 12 月分、48 年 1 月分、同年 3 月分、同年 5 月分、同年 6 月分、同年 8 月分及び同年 10 月分)により、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月及び同年 12 月は 6 万 4,000 円、48 年 2 月、同年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月は 6 万 8,000 円、同年 9 月は 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料がそれぞれ控除されていたことが確認できる。

なお、申立人は昭和 48 年2月分、同年4月分、同年7月分及び同年9月分の給与明細書を紛失していることから、当該月の厚生年金保険料は確認できないものの、当該期間の前後の給与明細書により、48 年1月は6万4,000円、同年3月、同年6月及び同年8月は6万8,000円の標準報酬月額に相当する保険料が控除されたものと推認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、昭和 46 年 12 月 から 47 年 10 月までは 6 万 8,000 円、同年 11 月から 48 年 1 月までは 6 万 4,000 円、同年 2 月から同年 8 月までは 6 万 8,000 円、及び同年 9 月 は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所では無くなっており、申立期間当時の代表取締役は死亡している上、取締役(当時の工場長)からも照会に対する回答を得られないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬 月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、 これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っ たとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間は、申立人が所持する雇用保険被保険者離職票によって、12万円の月額賃金であったことが確認できることから、オンライン記録上の当該期間の標準報酬月額を上回る報酬月額であったことがうかがえるものの、申立期間のうち、昭和45年4月から46年11月までの期間及び48年10月から51年3月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料等は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

埼玉厚生年金 事案 6325

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、有限会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(平成12年12月11日)及び資格取得日(平成13年3月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月11日から13年3月1日まで有限会社Aに平成12年11月1日に入社し、B店のC担当として14年6月末日まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の厚生年金保険料を控除されている給与明細書があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、有限会社Aにおいて平成 12 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 11 日に同資格を喪失後、13 年 3 月 1 日に同社において再度同資格を取得していることとされている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間において有限会社Aに継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書における保険料控除額及び申立期間前後のオンライン記録から、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社Aが現存していないため、当時の状況を確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年12月から13年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 6326

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①については 58 万 6,000 円、申立期間②については 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月6日

② 平成18年3月10日

国(厚生労働省)の記録では、平成17年10月6日と18年3月10日に支払われた賞与について、ねんきん定期便で確認したところ、標準賞与額の記録が抜け落ちている。賞与明細書を提出するので当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人から提出された有限会社A係る賞与明細書から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る賞与明細書における保険料控除額から、申立期間①については 58 万 6,000 円、申立期間②については 60 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主

による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから 不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により、消滅する前に事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで昭和47年1月1日から52年3月31日まで、A株式会社に勤務し、同年4月1日付けでグループ会社のC株式会社(後に、D株式会社)に転籍したが、この間、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の人事担当者及び複数の同僚の供述から、 申立人が申立期間においてA株式会社(昭和 52 年4月1日にA株式会社 からC株式会社に転籍)に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び申立人と同様にA株式会社において昭和52年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C株式会社において同年4月1日に資格を取得していることが確認できる同僚から提出された52年3月分賃金支給明細書及び同年4月分給与明細書により、いずれの月についても、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時におけるA株式会社の人事担当者は、「失業保険の届出と勘違いして、退職日を喪失日として届けてしまったのだと思われる。申立人が勤務していたことに間違いはなく、厚生年金保険料は控除していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA株式会社の申立期間に係る賃金支給明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業所が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和 52 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで 昭和47年12月15日から52年3月31日まで、A株式会社に勤務し、 同年4月1日付けでグループ会社のC株式会社(後に、D株式会社)に 転籍したが、この間、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除さ れていたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無いので、申立期 間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の人事担当者及び複数の同僚の供述から、 申立人が申立期間においてA株式会社(昭和 52 年4月1日にA株式会社 からC株式会社に転籍)に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA株式会社において昭和52年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C株式会社において同年4月1日に資格を取得していることが確認できる同僚二人から提出された52年3月分賃金支給明細書及び同年4月分給与明細書により、いずれの月についても、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時におけるA株式会社の人事担当者は、「失業保険の届出と勘違いして、退職日を喪失日として届けてしまったのだと思われる。申立人が勤務していたことに間違いはなく、厚生年金保険料は控除していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和52年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、18万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業所が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 23 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月15日から23年4月1日まで昭和21年9月1日から23年3月31日までA株式会社B工場に正社員として勤務した後、同年4月1日付けで同社C所に転勤、その後、D株式会社などを経て、62年3月31日までA株式会社に勤務したが、入社以降、一度も退職することなくA株式会社及び関連会社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の申述内容から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し(昭和 23 年4月1日に同社B工場から同社C所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和22年10月の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びA株式会社B工場に係る同年10月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに ついては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことか ら、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 2年 1 月までの期間及び 3年 7 月から 4年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月から2年1月まで

② 平成3年7月から4年6月まで

私は、国民年金の加入手続のためのハガキが 20 歳前に送られてきた時に、加入手続を行った記憶だけはある。保険料納付については、引っ越しの手続でA区役所へ行った時に納付していない分があると言われ、平成4年7月頃に数十万円をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所へ行った時に納付していない国民年金保険料があると言われ、平成4年7月頃に数十万円をまとめて納付したとしているが、申立人の国民年金への加入手続の記憶が明確ではないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者 資格取得時期から平成6年8月頃に払い出されたと推認され、その時点で は申立期間は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオ ンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳 記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年7月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から平成元年9月まで

私は、A国で結婚した夫とともに昭和 60 年7月に日本に来た。平成 3年にB市に引っ越しをした時、来日した時まで遡って国民年金保険料を一括納付すれば、年金記録の空白を埋めることができると助言されたため、70 万円くらいを市役所で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A国で結婚した夫とともに昭和 60 年7月に来日し、平成3 年2月にB市に引っ越しをした際に来日時まで遡って国民年金保険料を一括納付したとしている。

しかしながら、平成3年当時は、未納の保険料を2年を超えて一括納付できる取扱いは無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち昭和60年7月から平成元年1月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、同年2月から同年9月までは、遡って納付することができる期間であるが、オンライン記録によると、同年10月から3年3月までの保険料を3年11月6日に遡って一括納付していることから、この期間と申立期間を混同している可能性を否定できない。

また、申立人は今までに交付された年金手帳は1冊だけだとしており、 当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人 に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立期間は、51 か月と長期間である上、申立期間の保険料を

納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 53 年 3 月までの期間及び 58 年 2 月から 59 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から53年3月まで

② 昭和58年2月から59年11月まで

私が昭和 49 年に結婚した時、両親が国民年金の加入手続を行い、20 歳になった 44 年*月からの保険料を納付していたと聞いている。また、A区からB市に引っ越しをした 50 年くらいまでは自分で納付し、58 年に夫が会社を起こした時に以前の未納保険料分をB市C区役所で私がまとめて納付した記憶がある。その後は、未納が無いように納付していたはずである。申立期間の保険料が未納及び未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、結婚した昭和 49 年にその両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が 20 歳になった 44 年*月まで遡ってその両親が保険料を納付し、その後は自分で納付したとしているが、その両親は既に他界している上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち44年9月から50年6月までは、時効により保険料を納付できない期間であり、50年7月から53年3月までは、過年度及び現年度納付できる期間であるが、上記のとおり申立期間①の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い

出された形跡はうかがわれない。

2 申立期間②について、申立人は、その夫が昭和 58 年に会社を起こした時に、それ以前の未納の保険料を納付するとともに、それ以後は未納が無いよう保険料を納付したとしているが、オンライン記録によるとその夫は、58 年 2 月から厚生年金保険に加入していることから申立人は強制加入被保険者ではなくなっており、59 年 5 月に任意加入するまでは未加入期間であったと推認される。

また、B市C区役所の収滞納リストでは、昭和 59 年 11 月分まで保険料の領収日の記載は無く、納付状況も不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から同年12月まで

私が昭和 57 年6月に勤務先を退社した時に、母が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。当時は両親が国民年金に加入していたので、母が私の保険料を両親の分と一緒に納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 6 月に勤務先を退社した時に、その母が国民年金の加入手続を行い、その両親の分と一緒に保険料を納付していたとしているが、国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその母は、高齢のためこれらの記憶が明確でなく、申立人は直接関与していないため、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成4年7月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から同年11月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から同年11月まで

私は昭和59年9月30日に会社を退職し、同年12月1日に再就職するまでの3か月間の国民年金保険料を郵便局で納付した。両親からも年金の保険料はきちんと納付するように言われた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年9月30日に会社を退職し、同年12月1日に再就職するまでの3か月間の国民年金保険料を郵便局で納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から62年3月まで

私は、ねんきん特別便が来て内容を精査したところ、未納期間があることを知った。申立期間の国民年金保険料は、私が昭和 61 年 11 月に結婚しA社会保険事務所(当時)で氏名変更の手続を行った時に、義母が保険料を工面して未納期間の保険料を一括納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は申立人が1、2回納付した記憶があるとしているものの、結婚後はその義母が申立期間の保険料を一括納付してくれたと主張している。しかしながら、申立人は保険料の納付場所や納付書の形式など保険料の納付に関する記憶が明確でなく、その母は加入手続を行ったか否かについて覚えておらず、その義母は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、その義母が申立期間の国民年金保険料を一括して納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成元年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、その母が国民年金の加入手続を行ったとする昭和58年2月から59年7月までの加入手続の状況について、国民年金手帳記号番号の払出簿を調査した結

果、申立人が国民年金の加入手続を行った形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から61年3月まで

昭和 61 年3月頃に、定かではないがA区役所又は同区役所B所において、妻が国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、55 年 12 月から 61 年3月までの保険料の納付書が届き、妻がC信用金庫D支店において、約30万円以上の保険料を一括納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年3月頃に、定かではないがA区役所又は同区役所 B所において、その妻が国民年金の加入手続を行い、その後、55 年 12 月 から 61 年3月までの保険料の納付書が届いたので、その妻がC信用金庫 D支店において、約 30 万円以上の保険料を一括納付したと思うとしてい る。しかしながら、その妻は申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付 に関する記憶が明確でなく、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与 していないことから、これらの状況が不明である上、申立期間は、特例納 付実施期間内でないことから、55 年 12 月から 61 年 3 月までの 64 か月の 納付書が届いたとする申立人の申述は、当時の取扱いに符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

埼玉国民年金 事案 4504 (事案 4025 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から58年12月まで

申立期間については、私は、海外から帰国した昭和55年10月頃にA町役場(現在は、B市C支所)において国民年金の加入手続を行い、同年6月に遡って保険料を納付した。その後の国民年金保険料は年払いにて納付している。

再申立てに当たり国民年金手帳を入れる袋2枚のコピーを提出したの で調査してほしい。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 55 年 6 月から 56 年 12 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、57 年 1 月から 58 年 12 月までは遡って保険料を納付する期間であるが、A町保管の申立人の国民年金被保険者名簿には「S 59.1 月分より納付希望」と記載されていたことから、納付状況は不明であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 2 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の保険料納付を示す証拠として新たに国民年金 手帳を収納する袋のコピーを2枚提出したが、当該国民年金手帳の袋に ついて、A町役場は「国民年金手帳の袋についての詳細が分かる者がいな い。」としている上、収納袋が2枚あることをもって2冊の国民年金手帳 記号番号が払い出されたと判断することはできず、これ以外に保険料を納付したことにつながるような具体的な記憶や資料を得ることができなかったことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない ことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認 めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から15年8月1日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、申立期間前には34万円であったものが、申立期間には20万円に引き下げられている。同社との賃金支払請求事件の判決において決定された賃金額を基に、申立期間の標準報酬月額についても記録を回復されるべきであり、当該標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社における申立人の標準報酬月額は、 当初、平成14年1月から同年3月までは34万円、同年4月から同年9月 までは26万円と記録されていたところ、同年10月4日付けで、同年同月 1日付けの定時決定を取り消し、同年1月1日に遡って20万円に記録訂 正され、15年8月1日まで継続していることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時において、滞納等の事実は確認することができない上、当該事業所における申立期間当時の同僚5人に係るオンライン記録からは遡及訂正等の形跡は確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料は控除されておらず、標準報酬月額 20 万円に基づく保険料も控除されていなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所における当時の同僚3人から回答を得たが、申立期間当時、申立人の給与から標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたとの供述が得られない上、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが分かる給

与明細書などの資料も見当たらない。

加えて、当該事業所との賃金支払請求事件の判決内容からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての記載が無く、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月4日から同年8月1日まで

② 昭和 45年12月20日から46年1月5日まで

昭和36年4月から38年9月までA株式会社及び株式会社Bに継続して勤務し、また、昭和38年10月から47年5月までC株式会社及びD株式会社に継続して勤務したが、申立期間①及び②に被保険者記録が無いので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①について、A株式会社又は株式会社Bのどちらで 勤務していたかは不明と申述しており、同僚からも具体的な証言が得ら れないことから、当該期間に係る勤務実態について確認することができ ない。

また、A株式会社に係る適用事業所名簿及びオンライン記録によれば、同社は、昭和 36 年7月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業所別被保険者名簿では、申立人を含む 15 人の同僚は昭和 36 年7月4日に同社で資格を喪失し、株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、上記 15 人は、同年8月1日に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことから、A株式会社は、厚生年金保険の適用事業所で無くなった日の昭和36年7月4日に申立人を含む同僚15人の被保険者を資格喪失させ、株式会社Bは、A株式会社から同社に異動した上記被保険者15人を、同年8月1日に厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

さらに、同僚から申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主

による給与からの控除について供述を得られない。

加えて、A株式会社の登記記録は保存されておらず、株式会社Bの閉鎖時の事業主の住所は不明であり、申立期間当時の両社の事業主は亡くなっており申立内容について確認できない。

2 申立人は申立期間②について、C株式会社又はD株式会社のどちらで 勤務していたかは不明と申述しており、同僚からも証言を得られないこ とから、当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、C株式会社E支社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は昭和45年12月20日に資格を喪失し、D株式会社に係る同被保険者名簿及びF基金が提出した加入員台帳によれば、申立人は昭和46年1月5日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録と失業保険被保険者記録は一致していることが確認でき、申立期間②に係る失業保険被保険者記録は無い。

加えて、C株式会社G本社及びD株式会社(現在は、H株式会社)は、申立期間②に係る厚生年金保険の適用関係の資料等は保存しておらず、申立内容については不明としている上、同僚から申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述が得られない。

3 申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から47年8月まで

昭和45年8月から47年8月までA区B町にあったC株式会社にD担当として勤務した。しかし、この期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にC株式会社において社会保険事務手続を担当していた者の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、当該担当者は「申立期間当時においては、従業員の半数が給与からの厚生年金保険料の控除を拒否したため、厚生年金保険の加入は従業員の任意となっていた。私は給与計算事務も担当しており、同社は厚生年金保険未加入者から保険料の控除をしていなかった。」と供述している。

また、C株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 事業主も既に亡くなっているため申立てに係る資料や供述を得ることができない上、申立期間に被保険者であった者 15 人に問い合わせ、うち1人が申立人を記憶していたものの、申立人の勤務実態及び保険料の控除についての具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間のC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名 簿に申立人の記録は見当たらず、また整理番号に欠落も無い。

加えて、申立人が申立期間において事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から9年4月1日まで 日本年金機構の記録によると、平成9年4月7日付けの訂正処理で、 8年3月1日から9年4月1日まで遡って標準報酬月額が、56万円から20万円に引き下げられている。おかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA有限会社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、56万円と記録されていたところ、平成9年4月7日付けの訂正処理で、8年3月1日に遡って20万円に減額訂正され9年3月まで継続していることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、上記減額訂正が行われた当時、 申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時は、景気が悪い上に同業者との競争も激しく、会社の売上も2割から3割は減ってしまったと記憶している。銀行からの融資がきつくなり、B担当への給料を優先していたので、税金の支払も遅れてしまった。社会保険料の滞納があったかどうかは覚えていないが、支払のために手形を発行した記憶がある。社会保険事務は自分が担当していた。社会保険の手続は顧問契約をしていた社会保険労務士が行っていたが、社印は自分が管理し、社会保険労務士が作成した書類に自分が押印していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理時に代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しておきながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、訂 正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月から17年10月まで

日本年金機構の記録では、株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が 59 万円になっている。給与明細書等の資料は無いが、申立期間の標準報酬月額に誤りがあるのではないかと思われる。

調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、株式会社Aから提出された賃金台帳により、申立期間において、源泉控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額及び申立人の報酬額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から同年10月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者記録となっていないことが分かった。A株式会社(名称変更後は、B株式会社)には、C株式会社(名称変更後は、D株式会社)の社員の紹介で入社した。私を紹介した社員は既に同社に勤務していたが、私が入社した数か月後に辞めてしまった。当時は年金については関心が無かったが、健康保険には加入した記憶がある。同社には昭和 41 年5月に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が同年 10 月1日になっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚及び元事業主の妻の供述により期間は特定できないものの、 申立人は、A株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も故人となっているため、申立ての事実について確認することができない。

また、元事業主の妻は、「A株式会社は、E地のC株式会社によりF地の営業拠点として設立された。知人の紹介で夫が社長となったが経営は独立採算であった。当時、役所への届出等は社長の弟(故人)が行っていたが、親会社から次々と商品が送られてくるため商品の整理や配達が忙しく、事務処理は遅れていたようだった。申立人の勤務には記憶があるが、入社が何時だったかは正確には分からない。申立人の厚生年金保険への加入が、入社日から数か月遅れていたとしたら事務処理の遅れ

のためだったのではないか。社会保険への加入届を行っていないのに給与から社会保険料の控除はしていないと思う。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚は、「自分は、A株式会社の設立当時、C株式会社から応援として勤務していた。申立人は、その当時に採用した従業員であるので、申立期間当時はA株式会社の社員として勤務していた。しかし、A株式会社の経営は、C株式会社の代理店として独立採算であったため、社会保険等はC株式会社とは別に行っていたので、細かい事務の内容については分からない。」と回答している。

加えて、C株式会社の事業の一部を継承しているG株式会社は、「当社は、旧D株式会社とは別法人である。事業の一部は継承しているが、関係書類は引き継いでおらず、申立人の申立内容については不明である。」と回答している。

その上、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者資格取得日は、 オンライン記録において確認できる厚生年金保険被保険者資格取得日(昭和41年10月1日)から1年余り後(昭和42年10月20日)であること が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6311 (事案 322 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から37年11月1日まで 前回、厚生年金保険の加入記録が無い期間として、昭和28年10月から32年3月までの期間及び36年9月から37年11月までの期間を申し立てた。

これらの期間のうち昭和 28 年 10 月から 32 年 3 月までの期間については申立てを認められたが、36 年 9 月から 37 年 11 月までの期間については認められなかった。

今回新たに、事業主の長女から私が入院していた時の保険料についての話が聞けたが、同人及びそのほかの事業主親族等が申立期間当時の状況を知っているはずであり、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 24 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、新たに再申立書に記載されている事業主の親族等について調査したところ、事業主の長女が、「父が、『申立人の入院費は社会保険で支払い、給料を届けたら保険料等を返してよこした。』と話してくれたのを覚えている。」と供述しているものの、入院の時期及び期間が不明であること、被保険者であれば保険料は給与から控除されるべきものであることから、上記供述により申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を給与から控

除されていたことを推認することはできない。

また、ほかの事業主の親族の一人は自身の勤務履歴との関連から、申立人が当該事業所を退職したのは昭和 36 年頃と供述しているほか、事業主の親族や同僚に照会したが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚6人に別途照会し、4人から回答を得たが、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述は得られなかった。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変 更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 埼玉厚生年金 事案 6312 (事案 1826 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年1月21日まで

前回、株式会社Aで代表取締役を務めていた期間のうち、申立期間の標準報酬月額の相違を申し立てたが、認められなかった。社員への照会を承諾しないことが不採択の主な原因と解釈している。今回は、社員への照会については、異議は無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録については、申立人は 代表取締役であり、会社の業務としてなされた行為(標準報酬月額の減額 訂正処理)については責任を負うべきであることから認めることはできな いとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月23日付け年金記 録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

前回、申立人から従業員に対しての照会について同意を得られなかったが、今回、申立人の同意を得られたことから、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年1月21日まで勤務していた社員6人(2人は既に死亡)のうち、連絡先が判明した4人に照会したところ、2人から回答が有り、社会保険事務所(当時)に対する訂正処理について、1人は、「事業主が行ったと思う。当時の経営状況は良好とは言えなかった。」と供述している。

また、ほかの1人は、「事業所の総務担当者、社会保険担当者が行った。」と供述しているが、当時の経理担当者からは回答を得られなかった。 さらに、常勤役員及び経理担当者は、雇用保険の加入記録によれば、平成6年1月20日に離職しており、訂正処理日(平成6年2月2日)には、 当該事業所を退職していることが確認できることから、申立人以外が当該 遡及訂正を行ったとは考え難く、社会保険事務所が、事業主であった申立 人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

加えて、日本年金機構B事務センターは、申立人及び株式会社Aに係る関係資料については保存期間経過のため存在しないとし、月額変更届や算定基礎届が遡及訂正処理されていることについて不適切な処理がなされたかどうかは判断できないとしている。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、 そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。 これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っ ている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に ついては責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張す る事は信義則上許されず、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額 の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月21日から57年10月1日まで 申立期間について、私は、A株式会社、株式会社B及び株式会社Cの 社長であった。当時の経理責任者に確認したところ、厚生年金保険には 加入していなかったということだが、当時私には子供がおり、健康保険 証が必要だったので、いずれかの会社の被保険者であったはずである。 「昭和55年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」があるので、申立 期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間において、A株式会社、株式会社B及び株式会社C に勤務し、いずれかの厚生年金保険被保険者であったと申し立ててい る。

A株式会社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は昭和 53 年2月 *日に代表取締役に就任していることが確認でき、申立期間当時、同 社に勤務していたことはうかがえるものの、現在確認できる同社の商 業登記簿謄本では、52 年4月*日から53 年2月*日までの取締役とし ての登記が確認できない上、同社の申立期間に係る雇用保険の被保険 者記録は見当たらない。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿の表紙に記載されている申立期間当時の事業主は既に亡くなり、申立人が同社の経理責任者であると申述する同僚について照会したものの、証言を得られないため、申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、 申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番は見当たらない。 2 株式会社Bに係る昭和61年10月*日に閉鎖した役員欄の用紙の謄本によると、申立人は代表取締役として登記されていることが確認できるが、就任時期は不明である上、同社の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらないため、申立人の当該期間の勤務実態について、確認することができない。

また、株式会社Bに係る適用事業所名簿によると、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 57 年 10 月1日である上、新規適用時の同社に係る事業所別被保険者名簿の表紙の「事業主または代表者氏名」欄は申立人の氏名であることが確認できる。

さらに、株式会社Bに係る登記簿目録の写しによると、同社は、昭和57年4月*日にDからBに商号変更しているところ、オンライン記録における事業所名簿検索の結果からは、Dが厚生年金保険の適用事業所であったと確認することができない。

3 株式会社Cについて、同社に係る商業登記簿謄本を申立人が登記したとする法務局に申請したところ、昭和 50 年 3 月 * 日に設立したとする登記簿目録の写し以外に資料が無いとしている上、同社の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらず、申立人の当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

株式会社Cについて、オンライン記録における事業所名簿検索の結果から、厚生年金保険の適用事業所であったと確認することができない。

4 なお、申立期間の一部について、申立人が提出した「昭和 55 年度市 民税・県民税特別徴収税額通知書」により「社会保険料控除額」欄に 21 万 4,581 円と記載されていることが確認できるものの、E市に上記 通知書に記載されている内容について照会したところ「E市文書管理 規則で定める文書保存年限を経過しているため不明」としている上、 上述のとおり、各事業所についての勤務実態や厚生年金保険の適用状 況等は不明であるため、当該社会保険料控除額の詳細について確認す ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月28日から8年8月31日まで株式会社Aに勤務していた平成6年9月1日から8年8月31日までの期間のうち、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間も継続して株式会社Aに勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち平成7年7月28日から8年8月26日までの期間について、株式会社Aに継続して勤務していたことは、雇用保険の記録により確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年7月28日に厚生年金保険被保険者としての資格を喪失し、当該喪失に係る届出に際して健康保険証を添付していることが確認できる上、健康保険任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によれば、株式会社Aは、平成 21 年6月*日に解散しており、事業主及び役員からも回答を得ることができない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年7月 28 日に被保険者資格を喪失した4人の同僚に文書照会を行ったが回答が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、上述の4人の同僚は、平成7年7月28日に被保険者資格を喪失した後も雇用保険の記録は当該事業所において継続していることが確認できるところ、当該同僚の健康保険の加入記録では、全員が任意継続被保

険者の資格を取得していることが確認でき、また、国民年金の記録では、 4人のうち1人は7年7月から国民年金保険料を納付していることが確認 できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月26日から同年8月20日まで 私は有限会社Aに勤務していた当時、1週間から2週間休んだことは あったが4か月も休んだ記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険 者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚証言により、申立人が申立期間において、有限会社Aに勤務 していたことはうかがえる。

しかしながら、有限会社Aは昭和 63 年 10 月 26 日に適用事業所でなくなっており、適用事業所でなくなった当時の事業主は「昭和 63 年廃業。申立期間当時の事業主は亡くなっている上、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことが分かる資料の保管は無い。」としている上、複数の同僚は、有限会社Aの事務は社長が行っており、申立人の給与から厚生年金保険料の控除があったかは不明としている。

また、オンライン記録より、有限会社Aに係る複数の同僚について、申立人同様に厚生年金保険の被保険者期間の欠落が確認できる。

さらに、昭和39年4月4日に取得し、同年4月26日に喪失した被保険者期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険証の返納年月日が39年5月22日と記載されていることが確認できる。

なお、申立人の有限会社Aでの雇用保険被保険者期間は、申立期間も継続して確認できるものの、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間が中断している期間が確認できる同僚の雇用保険記録は、当該期間も継続しているところ、オンライン記録によると当該期間は別事業所での厚生年金保険の被保険者期間であり、当該同僚自身も当該期間は別事業所に勤務し、

再入社したと供述していることから、同社においては厚生年金保険と雇用 保険の資格喪失時期は必ずしも一致していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から35年7月1日まで

昭和33年3月に高校を卒業して、同年4月にA有限会社に入社し35年8月までB地のC(現在は、D)のE売り場でF店員として勤務したが、申立期間の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、撮影時期不明とする社内慰安旅行の写真について、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録のある同僚二人がA有限会社の社内慰安旅行の写真に間違いないと供述し、うち一人は、「自分は昭和32年4月に入社し33年8月に退職した。この写真に私は写っていないが、申立人が写っている。」と供述していることから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A有限会社は既に全喪しており、当時の事業主に照会したが、親族は「病気のため回答することができない。」としていることから、当時の厚生年金保険の加入手続の取扱いや保険料の控除等について供述を得ることができない。

また、当該写真に申立人と一緒に写っていて、かつ、申立人が氏名を特定している社長、工場長及び職場に給与を届けてくれた営業社員は、オンライン記録では申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録は無く、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿でも、申立人同様、申立期間中にその氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無いことから、申立期間当時、当該事業所は社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったと推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標 準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月7日から35年1月31日まで 日本年金機構から平成22年9月に厚生年金保険被保険者期間が記録 されたはがきが来て、初めてA株式会社B工場(現在は、C株式会社) の被保険者期間が脱退手当金を受給したことになっていることを知った。 脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月2日から37年10月21日まで 厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、株式会社Aに係る資格喪失日(昭和37年10月21日)から約2か月後の昭和37年12月28日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月20日から同年9月1日まで

- ② 昭和36年9月1日から39年2月25日まで
- ③ 昭和40年8月1日から43年5月16日まで
- ④ 昭和43年9月1日から45年1月31日まで

国(厚生労働省)からのはがきの記録では、申立期間①のA所、申立期間②及び③のB株式会社C工場、申立期間④のD株式会社E本社に勤務していた期間が脱退手当金支給済期間となっているが、7,000円くらいは受け取った記憶があるものの、当時の給料の2倍以上の額を受け取った覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間④に勤務していた事業所に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示の記載があり、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和45年1月31日)から約3か月半後の昭和45年5月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、脱退手当金を受け取った記憶があるとしている上、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示の記載が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

そのほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6323 (事案 5347 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から平成14年2月まで 厚生労働省の記録では、株式会社Aで勤務した期間の厚生年金保険の 標準報酬月額と支給された給与額に違いがある。申立期間の標準報酬 月額が適正かどうかを再度調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当初の申立てにおいて、申立人は昭和52年1月から59年11月まで、昭和60年3月から平成9年8月まで、及び11年12月から13年8月までの期間について、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することを理由として、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立人の標準報酬月額の記録については、昭和52年6月を18万円に、54年4月から同年9月を19万円に、55年7月を20万円に訂正することが必要である旨の当委員会の決定に基づくあっせん通知が既に平成23年4月20日に行われている。
- 2 今回、申立人は、申立期間の標準報酬月額について、申立期間の給与 明細書等及び給与額と保険料額等を自身が整理した資料を提出し、さら

に訂正できる余地があるか精査するよう申し立てている。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した株式会社Aに係る給与明細書に記載の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間に係る標準報酬月額について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人の主張は、いずれも委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認 められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見 当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準 報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月31日から同年4月1日まで 国の記録によると、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格 喪失日は、昭和57年3月31日となっているが、同日は水曜日であり、 有給休暇を消化すること無く31日まで同社に勤務し、翌日は次の勤務 先であるB所に勤務した。したがって、同喪失日は57年4月1日とな るはずである。

第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、株式会社Aに係る申立人の離職年月日は、昭和57年3月31日であることが確認できるものの、閉鎖登記簿謄本により、当該事業所は平成18年9月*日に破産手続廃止決定が確定していることが確認できる上、申立期間当時の事業主は既に他界しており、そのほか申立期間当時の同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

また、Cからの回答により、申立人に係る加入員資格喪失年月日は、昭和57年3月31日であることが確認できることに加え、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録と一致することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月7日から50年6月10日まで

② 昭和51年8月11日から53年4月21日まで

申立期間①について、株式会社Aで、寮に入寮しながらB等売場の 担当で昭和 48 年2月7日から 51 年2月2日まで勤務していたが、申 立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査して被保険者記録 を訂正してほしい。

申立期間②について、「株式会社C」で、パートとしてD販売及びE 業務をしながら昭和51年8月11日から54年2月16日まで勤務してい たが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査して被保険者 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の元同僚の供述及び申立人の雇用保険被保 険者記録により、申立人が申立期間①のうち昭和 48 年 3 月 1 日から株 式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚 16 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、6人から回答があり、そのうちの1人は「当時の厚生年金保険の加入は、本人の希望制であった。また、申し出るまで加入は見送られていた。」と供述している上、別の3人の元同僚が供述した自身の入社日とオンライン記録の厚生年金保険加入日を確認したところ、入社から厚生年金保険に加入するまでの未加入期間は、23 か月が1人、6か月以内が2人であることを踏まえると、同社においては全ての従業員について入社と同時

に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、株式会社Aに係る適用事業所名簿の記録によると、当該事業所は、平成12年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「当時の資料等が残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、前記同僚照会からも具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人は申立期間①のうち昭和 48年2月から 50年3月まで国民年金保険料を納付済みであることが確認できる上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により申立人が同社で付与された厚生年金保険の手帳記号番号(*)の払出日は、50年6月12日であることが確認できる。

加えて、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿には、申立期間①に 申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生 年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無 い上、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認 できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は「株式会社C」での1日の勤務時間が 5時間、アルバイト・パートとして継続して勤務していたと申述してい る。

しかしながら、「株式会社C」に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚 12 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、6 人から回答があり、そのうちの1人は「自分はパートとして『株式会社C』に 15 年間勤務していた。会社での厚生年金保険の加入は、本人の希望により加入させていた。」と供述しているところ、当該同僚はオンライン記録により勤務期間の最後の5か月だけ厚生年金保険に加入していることが確認できる上、別の複数の元同僚も入社日と厚生年金保険の加入日が相違していると供述していることを踏まえると、同社においては全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、事業主は「申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明。」と回答している上、前記同僚照会からも具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、「株式会社C」に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間 ②に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る「株式会社C」における雇用保険の被保険者記録は無く、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保 険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から36年10月31日まで 昭和33年7月1日に株式会社Aから、人手が不足しているのでB職 として要請されて入社した。そのときに厚生年金保険被保険者証を渡さ れた記憶がある。調査の上、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している事業所所在地、複数の同僚名及び勤務実態に係る 申立内容並びに昭和 36 年2月に入社した元同僚の供述から、申立人が申 立期間のうち 36 年2月以降、株式会社Aに継続して勤務していたことが うかがえる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚7人に照会したところ、申立人の昭和36年1月以前の勤務実態及び申立期間の厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、株式会社Aの元取締役は、「申立人をはっきり記憶していないが、株式会社Aは、町のC店で、当時は様々なD職が出たり入ったりしていた、申立人はそのうちの一人ではないかと思われる。自分は同社に 33 年1月に入社し、1年11か月後の34年12月に会社が社会保険に適用されてから厚生年金保険に加入した。当時の給与額は小遣い程度で、給与明細書をもらった覚えは無い。会社は62年11月に突然倒産し、経営者及び社会保険事務担当者も所在不明なため、当時の事務内容は一切不明。当時の関係書類も残されていない。」と供述している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の昭和36年1月以前の勤務実態及び申立期間

の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、事業所索引簿によると株式会社Aが昭和34年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の申立期間の一部は、適用事業所では無いことが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立 人の申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月1日から32年4月1日まで

② 昭和32年4月1日から33年9月1日まで

③ 昭和33年9月1日から35年2月1日まで

④ 昭和35年2月1日から37年2月1日まで

昭和27年11月からA株式会社B支店C所において事務助手のD職として採用され、以降、E所、F所、G所の各所のD職を経て、37年5月にG所において事務系の社員として登用された。D職として採用されてから平成4年3月の退職まで40年間A株式会社に勤務した。

社会保険事務所(当時)で厚生年金記録を精査したところ、D職として勤務していた申立期間の9年半にわたり、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していた。この間、会社が厚生年金保険の加入手続を怠っていたことを知った。

私がD職として勤務していた各所が、いずれも当時から厚生年金保険の強制事業所に該当することを述べた上、未加入について当該事業所に問い合わせをしたが、結局「名簿等を確認しても当時のことは分からない。」「法律上は供述どおりであるが、厚生年金保険料が高額であったことから加入するか否かは本人(D職)の判断に任せた。」との回答であった。会社からは当該期間の厚生年金保険加入を確認できる資料は発見できず、また、社員登用される以前に勤務した各出張所における労務管理の状況も確認できなかった。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人に係る職員カード(甲)の入社前職歴欄に「昭和27年11月1日 A株式会社C所 事務助手」、「昭和31年4月1日 H所 事務助手」、「昭和33年9月1日 F所 事務助手」及び「昭和35年2月1日 G所 事務助手」と入社前職歴に記載されており、また、当該カードの資格欄には昭和37年5月1日にI職、39年4月1日に準社員及び43年4月1日に社員と記載されていることが確認できる上、申立人の雇用保険の加入記録、事業主の回答及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間①、②、③及び④において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A株式会社は、「職員カード(甲)の入社前職歴欄により、申立人を申立期間においてD職として雇用していた事実は確認できたが、勤務形態、そのほかの雇用契約内容等に関して記録が無いため不明である。申立期間に給与から厚生年金保険料の控除を行ったかは不明。」と回答している上、各申立期間に係る同僚照会からも具体的な供述が得られないことから、申立人の各申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記同僚照会の結果、申立期間①の元同僚は、「D職は厚生年金保険の加入はしていない方が多かった。」と供述し、申立期間②の複数の元同僚は、「24 年に採用されたが、入社した当時はD職で厚生年金保険には加入していなかった。28 年 8 月に社員の身分になってから厚生年金保険に加入した。」、「D職は試用期間があり、日雇い身分で厚生年金保険には加入していなかった例がほかにもある。」と供述し、申立期間③の複数の元同僚は、「D職の身分の時に 8 か月厚生年金保険の記録が欠落している。」、「D職で 28 年に入社したが、厚生年金保険の加入は 31 年4月5日の『J職』になってからである。」と供述し、申立期間④の元同僚は、「申立人はK業務等の助手として勤務していた。厚生年金保険の加入は本人の希望制。」と供述していることを踏まえると、当該事業所においてD職としての従業員は、入社と同時に全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの期間は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名 簿には、各申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号 に欠番も無い。

このほか、申立人が各申立期間において、事業主により給与から厚生年 金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い 上、申立人の各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月25日から平成23年3月25日まで昭和63年5月25日からA株式会社において厚生年金保険に加入し給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録は当時の給与支給額と相違しているので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社で勤務していた申立期間における実際の支給報酬額が、厚生年金保険に係る標準報酬月額よりも高額であったと主張しているところ、申立人提出の申立期間の一部に係る給与明細書及びオンライン記録において確認できる報酬月額の記録から、申立人が標準報酬月額よりも高額の報酬額を受けていた期間があったことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人の申立期間に係る厚生年金 保険の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級で あることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、 訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から同年7月26日まで 株式会社Aに勤務していた平成11年3月1日から同年7月26日まで に実際に支払を受けていた報酬額と比べて、オンライン記録の標準報酬 月額が低額になっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、オンライン記録により、申立人を含む株式会社Aの17人の被保険者の標準報酬月額が、平成11年3月1日付けで12万6,000円に改定する処理(随時改定)が行われたことが確認できる。

しかしながら、前述の随時改定処理について、遡及して訂正した形跡等は見当たらない上、元同僚の一人は、「時期ははっきりしないが、会社の資金繰りが厳しくなったため、給与を年俸制とし、一部を賞与扱いにして基本給を引き下げたため、標準報酬月額が下がった時期があった。」旨の供述をしている上、ほかの複数の元同僚も、事業所が社会保険料などの経費を浮かすために、給与の一部を賞与扱いにする給与体系の変更を行った旨及び給与体系の変更についての説明を受けたと供述している。

また、株式会社Aの元顧問社会保険労務士から提出を受けた賃金改定に関する同意書のコピーには、月例固定給を減額して一定額とし、諸手当は廃止する旨の記述が確認できるところ、当該同意書の氏名欄に申立人の氏名と押印が確認できる。

さらに、B基金及びC組合からの回答により、申立期間に係る申立人の 記録はオンライン記録に符合していることが確認できる。 加えて、株式会社Aの元事業主にも照会したが、当時の資料が無く不明 との回答であり、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認する ことができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間について主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで 平成11年3月末日までA所(現在は、B株式会社)で勤務していた にもかかわらず、資格喪失日が同年3月31日になっているので、正し い記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述により、申立人が申立期間にA所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主から提出を受けた申立人の記録には、「退職年月日」欄が平成11年3月30日、「社保喪失年月日」欄が同年3月31日となっていることが確認できる。

また、申立期間当時の給与振込口座の預金元帳の記録からは、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されたことをうかがわせる記載は確認できなかった。

さらに、C組合からの回答により、平成11年3月31日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月21日から11年6月28日まで

平成10年9月21日から11年6月28日まで9か月間A株式会社に勤務しており、源泉徴収票や給与明細書は無いが、手取り収入は17万円程度あったと記憶しているにもかかわらず、ねんきん定期便では、標準報酬月額が16万円となっている。標準報酬月額が低く申告されていたことによる保険料控除額と実際の保険料控除額との相違について申立てをするので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る雇用保険給付記録の離職時賃金日額により、離職前6か月間の平均賃金額が約19万3,000円であることが確認できることから、申立人は、申立期間にオンライン記録の標準報酬月額16万円よりも高額の給与の支給を受けていたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「実際の給与額に見合う標準報酬月額の届出を行ったと思うが、資料が無いので不明であり、給与からの保険料控除額も、資料が無いので不明である。」と回答している。

また、A株式会社の平成 10 年1月から同年9月までの給与明細書、11 年1月から同年7月までの給与明細書、及び 11 年分給与所得の源泉徴収票を保管していた同僚事務員が、「平成 10 年3月までは、社長の姉が給与計算を行っていたが、退職したので同年4月からは社長が給与計算を行った。」と供述しており、ほかの同僚事務員が、「給与計算は社長の姉が全社分を行っていて誰にも手伝わせなかったが、社会保険料をずっと同じ額で引いていたので、保険料は毎年1年に1回、一定時期に変更になるこ

とを教えてあげたことがある。社長の姉は、それまで知らなかったようである。」と供述している上、前述の同僚の給与明細書、源泉徴収票によると、当該同僚は、10年1月から同年9月までは、オンライン記録よりも高額の標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除されているものの、11年1月から同年9月までは、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていることが確認でき、高額の標準報酬月額に相当する保険料を控除されていた期間は、前年(9年10月)の定時決定による標準報酬月額が適用されている期間であることを踏まえると、事業所において、それまでオンライン記録より高額の標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除していたものが、10年10月からは、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除するようになったことがうかがえる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書・源泉徴収票等の資料が無く、申立人がオンライン記録よりも高い標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。